

北海道農業経営基盤強化促進基本方針(骨子)

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、認定農業者等への農地の利用集積により、経営基盤の強化を図ることを目的として、都道府県知事が、おおむね5年ごとに、10年間を見通した総合的な計画を定めるもの

下線が変更部分

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

変更ポイント

1 北海道農業の現状

本道農業の特徴をはじめ、農家戸数や農業就業人口、農地の流動化など農業構造の推移、取り巻く情勢など

2 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1)基本的な考え方

地域の実情に応じて、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進

(2)効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

主たる従事者が他産業従事者と遜色のない年間労働時間で、他産業従事者並みの年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な経営の育成・確保。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たり概ね500万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり 1,700～2,000時間程度

(3)新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等の所得水準及び労働時間は、(2)に定める水準をおおむね達成することを目標。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者の所得水準については、おおむね5割の達成を目標。

(4)効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

- ・認定農業者制度を活用し、各種支援施策の導入・活用を支援。
- ・令和12年度における農業法人数は5,500経営体を目標。
- ・集落営農の組織化及び法人化の推進。
- ・毎年、670人の新規就農者を育成・確保。
- ・雇用労働力の安定的な確保に向けた取組や労働力不足に対応した生産技術を積極的に推進。
- ・女性農業者が活躍できる環境づくりをすすめ、男女平等参画や女性の活躍を推進。

(5) 農地の利用集積と集約化

地域計画の策定及び実現に向けて、計画的な農用地の利用集積・集約化を促進。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

農業経営の複合化や6次産業化など、多様な農業経営の育成・確保を推進。

(7) 営農支援体制の整備

営農支援組織の育成や体制整備を推進するとともに、オペレーターなどの多様な人材を確保し円滑な運営を促進

(8) 地域別の取組

地域ごとの農業生産等の取組方向。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1の2の(2)に示した目標を達成しうる農業経営の指標として25類型を例示。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者の指標として5類型を例示。

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備 その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

多様な担い手の育成及び次世代の農業を担う人材の確保・育成を図るため、地域の受入体制の充実や営農支援組織の強化等を推進。

2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

北海道農業公社を北海道農業経営・就農支援センターの業務を行う拠点として位置づけ、関係機関と連携して就農から定着、経営発展までの一貫した支援を実施。

3 北海道が主体的に行う取組

北海道は、農業を担う者の育成・確保に向け、支援センターと関係機関・団体との連携など総合的な企画調整を実施。

4 関係機関・団体の役割分担の考え方

(1) 関係機関の連携・役割分担

支援センターを中心に関係機関・団体と連携し、農業を担う者の確保・育成を推進。地域においては地域担い手育成センターが取組を推進。

人・農地プランが地域計画として法定化されたことを反映した語句修正等

農業経営基盤強化促進法第5条第2項に規定される基本方針に掲げる事項の追加

○支援センターの体制及び運営方針を記述

○現行の基本方針で規定していた事項の条項移動等

(2)北海道認定就農者総合融資制度

認定新規就農者の円滑な就農のため、各種制度資金の総合的な利用に向けた助言・指導を実施。

(3)認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者等の経営発展を図るため、地域の関係機関・団体が技術や経営指導等についての助言・指導を実施し、農業経営改善計画の作成に計画的に誘導。

5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

就農等希望者の要望に応じた情報提供や相談対応、マッチング等を実施。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標
本道農用地面積の 95%程度

農用地の集積に当たっては、農用地の維持・確保を行うとともに、次世代に引き継ぐことを基本とし、農用地の集約に当たっては、「地域計画」の実現に向けて、各種の農地流動化施策を推進。

第6 農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する事項

1 農業経営基盤強化促進事業に関する基本的な事項

農業経営基盤の強化を促進するための地域計画推進事業や農用地利用改善事業の実施。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構に指定された北海道農業公社が行う農地売買等事業等の実施。

○ 現行の基本方針で規定していた事項の条項移動等

○ 就農等希望者のマッチングや情報の収集、提供などを含めた事項の追加

農業経営基盤強化促進法第5条第2項に規定される基本方針に掲げる事項の追加
(第4と同様)

人・農地プランが地域計画として法定化されたことを反映した語句修正等

人・農地プランが地域計画として法定化されたことを反映した語句修正等